

ハーグ条約事件 民事法律扶助のしおり

(項目 一覧)

はじめに

1. 民事法律扶助の援助内容
2. ご利用いただくための要件
3. 資力基準 (収入と資産の基準)
4. 代理援助の申込み
5. 立替金の標準額
6. 立替費用の返済について
7. 援助開始決定後の手続
8. 事件進行中の注意点
9. 援助の終結
10. 費用負担の注意点
11. 地方事務所長の決定への不服申立て
12. 再審査申立て
13. 法律相談援助
14. 個人情報その他ご提出いただいた資料の取扱いについて

はじめに

民事法律扶助とは、主として、資力の乏しい方に対し、その権利の実現のため弁護士費用等を立替える制度です。民事法律扶助制度は、日本司法支援センター（Japan Legal Support Center、以下「法テラス」）が運営しています。

この「しおり」は、ハーグ条約の対象事件につき、法テラスに民事法律扶助制度の利用を希望する方が、その後の日本国内における手続やサービスを適切に受けただけできるよう作成したものです。日本国外での裁判手続等については、民事法律扶助の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、返還命令手続等の申立てのための弁護士の選任に関しては、中央当局にお問い合わせください。ハーグ条約事件の相手方として申立・請求をされた又はその可能性があり、弁護士の選任を希望される方は、お近くの弁護士会にお問い合わせください。

1. 民事法律扶助の援助内容

（1）代理援助

子の返還手続、出国禁止命令、強制執行、子との面会交流手続等（示談交渉、ADR 手続を含む）において、弁護士費用と実費を立替えます。日本の法律扶助制度は無利息で弁護士費用、通訳費、翻訳費などを立替える制度であり、原則として分割で返金していただきます。利用するには、収入等が一定額以下であることなどの要件を満たす必要があります。なお、代理援助申込みのために要した費用（申込必要書類の翻訳料等）は、立替対象となりませんので、ご注意ください。

（2）法律相談援助

無料法律相談（直接面談に限る）を実施します（後述第 13 項参照）

2. ご利用いただくための要件

①資力基準にあてはまること

資力は日本円で判断します。外国通貨で収入を得ている場合には、援助申込時の為替レートで日本円に換算し、資力基準（後述第 3 項参照）に当てはめます。なお、通貨の換算レートは「外国為替の取引等の報告に関する省令」35 条 2 号に基づき財務大臣が定める相場（報告省令レート）に従います。

※援助申込書を法テラスで受領した時で換算します。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

裁判所の決定を得る見込みがあるときはもちろん、弁護士がつくことにより、調停、和解、示談交渉等による紛争の解決や、申込者の法律上の利益の獲得が

期待できることが必要です。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

社会正義若しくは法に照らし援助するのが適当でない場合（権利濫用的な訴訟等）、援助の契約や審査により付された条件に同意されない場合は、援助できません。また、日本の民事法律扶助制度は貸付制度ですので返済の意思がない場合も援助できません。

④ハーグ条約の対象者であること

ハーグ条約対象者であることの証明のため、原則として、中央当局（外務省）の援助決定書を有している必要があります。中央当局（外務省）の援助決定を受けていない方は、まずは中央当局（外務省）へご連絡願います。特別な事情がある場合には、個別にお伺いいたします。その際には、ハーグ条約対象者であることの証明のため、各項目につき、別途書類の提出を求めます。

i) ハーグ条約締約国の国民又は条約締約国に常居所を有する者であること

ii) 申請にかかる子が16歳に達していないこと

条約の対象は、16歳未満の子とされています。例えば、不法な連れ去りや留置時において子が16歳未満であっても、返還手続きの途中で16歳に達すると、返還命令はなされません。

iii) 国境を越えた子の連れ去りであること

子の移動が国境を越えていない限り、条約は適用されません。

iv) 申請にかかる子が日本国内に所在していること

v) 申請にかかる子の連れ去りの時又は留置開始の時に、申請にかかる子の常居地国が条約締結国であったこと

vi) 申請にかかる子の常居地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること

なお、ハーグ条約事件の相手方として申立て・請求を受けている方は、いずれもハーグ条約事件の対象者と認められます。申込みの際には、疎明資料（子の返還手続の申立書、面会交流の申立書など裁判所の手続関連資料のほか、ADR 機関からの呼出状、LBP からの通知書・催告書など）の提出を求めます。

3. 資力基準（収入と資産の基準）

(1) 収入

申込者等の手取り月収額（賞与を含む）の基準は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下	251,000 円以下	272,000 円以下	299,000 円以下

- ・ 5人家族以上の場合、家族1名増加する毎に30,000円を加算します。
- ・ 配偶者が紛争の相手方のときは収入を合算しません。
- ・ 申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、次の額を限度に負担額を基準に加算できます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000 円	53,000 円	66,000 円	71,000 円

- ・ 申込者等と同居している家族の収入は、家計への貢献の範囲で申込者等の収入に合算します。
- ・ 医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときはこれを収入から控除できる場合があります。

(2) 資産

申込者又は配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であることが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

- ・ 生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外できます。
- ・ 将来の医療費、教育費等のために備蓄した財産については、相当な額を控除できる場合があります。

(3) 家族の人数

家族とは、同居している配偶者（内縁を含む）及び生計の大半を申込者に依存している親族をいいます。

家族人数の確認のため、住民票等に該当する資料がある場合は同資料を提出いただきます。該当資料の記載がない場合には、①援助申込書による同居家族の人数と続柄の申告に加え、②援助申込書の記載に相違ない旨の受任予定者の報告書を求めます。

4. 代理援助の申込み

法テラスに民事法律扶助の申込みをするためには、原則として、①中央当局の援助決定を受けていること、②弁護士が選任されていることが必要です。なお、ハーグ条約事件の相手方として申立て・請求を受けている場合には、①②の要件

は必要ありませんが、まずはお近くの弁護士会への問い合わせをおすすめします。

(1) 申込窓口

① 子の返還請求及びこれに関連する出国禁止命令、強制執行

申込みは全国の地方事務所で受け付けますが、原則として、審査については管轄裁判所のある東京又は大阪に移送されます。

② 子との面会交流

全国の地方事務所において受け付け、審査を行うことが可能です。

③ 示談交渉やADR 手続の場合

全国の地方事務所で受け付け、審査を行いますが、交渉等が奏功せず、家庭裁判所における子の返還請求の申立てに移行する場合は、東京又は大阪に移送する可能性もあります。

(2) 準備書類

申込みに際しては、以下の書類をご用意ください。書類が外国語の場合には、翻訳文を提出していただきます。なお、申込みにかかる翻訳料等の費用については、法テラスによる立替えの対象になりません。

○援助申込書：必要事項を記入してください。

○収入を証明する資料

<例>

- ・生活保護受給者 … 生活保護受給証明書
- ・給与生活者 … 給与明細、賞与明細
- ・自営業者 … 課税証明書
- ・年金受給者 … 公的年金受給証明書
- ・無職 … 失業給付関係書類

※該当資料がない場合は、①援助申込書の記載、②援助申込書の記載に相違ない旨の受任予定者の報告書、③任意で提出された疎明資料（公的機関発行書面以外については翻訳文、翻訳文が真正であることを証明する書類）をもとに判断します。

○中央当局（外務省）の援助決定書

※用意できない場合には、ハーグ条約対象者であることが証明できる、別の書類が必要となります。

以上の書類の他にも、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 審査手続

審査における主な確認事項及び決定内容は以下のとおりです。なお、審査は書面で行いますので、申込者の出席は不要です。

- 援助要件に適しているかを確認します。
- 案件の内容を確認し、援助開始の可否を判断します。
- 援助開始の際には、弁護士に支払う立替金（着手金・実費）及び返済方法を検討し、決定します。
- 決定内容を記載した援助開始決定書を交付します。

5. 立替金の標準額

以下の金額は、いずれも一例です。立替金は、審査を経て地方事務所長により決定されますので、事案の性質、審理の状況その他の事情を考慮した上で、増減することがあります。

*LBP (Left Behind Parent) … 子を国外へ連れ去られた親

*TP (Taking Parent) … 子を国外へ連れ去った親

(1) 子の返還命令

① LBP の場合の例

着手金 … 標準額 577,500 円

(特に処理が困難なときは 770,000 円まで増額することがあります。)

実費 … 50,000 円

報酬金 … 標準額 198,000 円

② TP の場合の例

着手金 … 標準額 346,500 円

(特に処理が困難なときは 577,500 円まで増額することがあります。)

実費 … 50,000 円

報酬金 … 標準額 132,000 円

(2) 面会交流、示談交渉、ADR 手続

① LBP の場合の例

着手金 … 標準額 404,250 円

(特に処理が困難なときは 539,000 円まで増額することがあります。)

実費 … 50,000 円

報酬金 … 標準額 138,600 円

② TP の場合の例

着手金 … 標準額 242,550 円

(特に処理が困難なときは 404,250 円まで増額することがあります。)

実費 … 50,000 円
報酬金 … 標準額 92,400 円

(3) 追加支出

実費分については、事件により、通訳料や翻訳料などが別途発生する場合があります。その場合の追加費用の支出については、弁護士からの申立てを受け、地方事務所長において、立替基準に基づき決定します。なお、通訳料及び翻訳料の上限額は以下のとおりです。

① 通訳料

LBP 及び TP とともに、上限 366,666 円。

② 翻訳料

LBP の場合：原則として、上限 1,047,618 円。

TP の場合：原則として、上限 366,666 円。

6. 立替費用の返済

(1) 返済について

法テラスが弁護士に対して立替払いをした弁護士報酬や翻訳料などの費用については、援助開始決定後、法テラスに必ず返済してください。訴訟費用を敗訴者が負担する制度は日本にはありませんので、被援助者の主張が認められた場合や和解の場合であっても返済していただきます。

支払う通貨の種類（円・米ドル）、分割の場合の分割金の金額、支払いの頻度などは、ご事情を勘案して、法テラスで決定します。

(2) 返済方法について

援助開始決定時に、次の返済方法から選択してください。返済方法は、下記表の通り、日本国内の居住者、日本以外の居住者により異なります。

いったん支払方法の決定がなされた後であっても、ご事情によって支払方法を変更することができますので、支払方法を変更したいときは、法テラスにご相談ください。ただし、支払通貨を変更することは原則としてできません。

なお、いずれの方法を選択した場合でも、返済にかかる手数料・送料は被援助者の負担です。

日本在住	日本以外に居住
金融機関の自動引落とし	クレジットカード 銀行振込み（日本の銀行） ペイパル 国際郵便為替

① 日本在住者の返済方法

日本国内の民事法律扶助と同じく、金融機関の口座からの自動引落の方法で返済していただきます。

② 日本以外の在住者の返済方法

下記(ア)から(エ)までの方法を選択していただきます。

(ア) クレジットカードによる返済（通貨：円）

VISA、もしくは**Master Card**でお支払いいただけます。法テラスで被援助者のカード情報を登録し、毎月のお支払い額を決済いたします。ご本人名義以外のカードは登録できません。為替換算手数料等は、カード発行会社によって異なります。

※デビットカードはご利用いただけませんのでご注意ください。

(イ) PayPal（ペイパル）による返済（通貨：円）

事前にペイパルのアカウントを作成いただく必要があります。

毎月、希望するメールアドレス宛てに返済を請求するメールをお送りします。メールにはペイパルを利用して支払うためのリンク（URL）が記載されていますので、リンクをクリックした後、お持ちのペイパルアカウントからお支払いください。なお、通貨換算手数料 2.5%が為替レートに追加されます。

(ウ) 銀行口座への振込による返済（通貨：円）

日本の口座を用意しております。決定書に記載された口座にお振込みください。なお、ご利用の金融機関によって、送金手数料は異なります。

(エ) 国際為替郵便による返済（通貨：(原則) 円）

原則、円建ての国際郵便為替を購入してもらい、必要事項を記入したうえで、法テラスへ送付していただきます。円建ての国際郵便為替を発行していない国から送金する場合には米ドル建てとしていただきます。送付の際は、紛失のリスクを防ぐため、簡易書留での送付をお勧めします。

● その他の支払方法（ウエスタンユニオン）（通貨：円）

償還金をまとめてご返済いただける場合には、ウエスタンユニオンによる送金も承っております。ウエスタンユニオンによる返済をご希望の方はメールでご連絡ください。

※小切手・国際郵便為替の送付先、返済に関するメールの送り先は、Guide for Repayment to JLSC のページ（↓）の末尾に記載しています。

<http://www.houterasu.or.jp/en/hague/page003.html>

（3）返済がなされない場合等

連絡なく返済が滞った場合には、分割払いの決定を取り消して立替金の残金の全額を一括で請求する場合があります。法テラスが選定した協力会社等による督促や裁判手続による請求をすることがあります。民法に定められた年5%の損害金も発生します。

また、返済する意思がないのに、立替えを申し込んだ場合、日本の法律上犯罪に該当し、懲役刑を伴う刑事罰が科される可能性があります。

なんらかの事情で支払いが遅れる場合、支払いが困難になったときは、メールで法テラスにご連絡ください。

※ 返済に関するメールの送り先は、Guide for Repayment to JLSC のページ（↓）の末尾に記載しています。

<http://www.houterasu.or.jp/en/hague/page003.html>

7. 援助開始決定後の手続

（1）契約書の作成

援助開始決定となった場合、法テラスと案件を担当する弁護士と被援助者との三者間における契約を締結します。所定の契約書に自署していただいた上で、弁護士より契約書原本を法テラスにご提出ください。法テラスより控えをお渡ししますので、契約内容をよく確認し、大切に保管してください。

（2）弁護士費用

契約書をご提出いただいた後、契約書記載の着手金及び実費を、法テラスが弁護士に立替えて支払います。決定書や契約書に特別の記載がある場合を除いて、弁護士に直接費用を支払う必要はありません。後述第 10 項「費用負担の注意点」をよくご確認ください。

8. 事件進行中の注意点

（1）弁護士との関係

事件進行中に、弁護士と相談なく、相手方と和解したり、事件を取下げたりしてはいけません。弁護士とよく相談の上事件を進めてください。

なお、地方事務所長の承諾なく、弁護士を解任することはできません。

(2) 住所、電話番号、氏名等の変更があった場合

連絡先や氏名等の変更があったときは、弁護士と法テラスに、必ずご連絡ください。立替金の支払いが終了するまでは、電話、郵送いずれの方法でも連絡が取れるようにしてください。変更の連絡がなく、そのまま連絡途絶となってしまう場合には、援助を打ち切ることもありますのでご注意ください。なお、援助打ち切りの場合でも、弁護士費用はご負担いただきます。

9. 援助の終結

(1) 終結手続

事件が終結し、弁護士から終結報告書が提出されたとき又は援助を継続することがなくなったときは、審査の上、援助の終結決定をし、報酬金及び追加で支出されるべき実費の額や支払方法並びに立替金の返済方法等を決定します。なお、援助開始時に決定した実費については、事件終了に伴う精算は行いません。

また、援助を受けた方は、特別の事情のない限り、終結の審査にあたって意見を述べることができます。

(2) 報酬金について

事件が終わると、弁護士に報酬金を支払うこととなります。報酬金額は、地方事務所の審査において、事件の結果の得られた利益や事案の難易等を勘案して、決定します。報酬金額の目安については、前述第5項「立替金の標準額」を参照してください。

また、相手方から金銭等を受領した場合には、報酬金額は受領した経済的利益の10%程度です。受領金銭等がある場合には、そこから弁護士への報酬を支出していただきますので、原則として、法テラスによる報酬金の立替払いは行いません。

(3) 事件の相手方から金銭を受領したとき

事件の解決等により、相手方から金銭を受領した場合は、弁護士が金銭を保管します。その後、報酬金と立替金の返済方法を審査した上、精算した残金を弁護士より被援助者に返金します。なお、立替金と報酬金は、原則として相手方から受領した金銭の中から一括して即時に返済いただきます。

(4) 援助終結時の立替金の返済、猶予等の決定について

援助終結決定時に、生活状況をお聞きするとともに財産的利益の取得状況を確認し、立替金の返済またはその猶予もしくは免除について決定します。

(5) 立替金の免除について

終結決定時又はその後において、生活状況が厳しくそのためご返済が困難であり、将来的にも資力を回復する見込みに乏しいと認められるときは、ご返済の免除を受けられる制度があります。お申し出のあった方全員が免除を受けられるわけではありません。

10. 費用負担の注意点

日本の民事法律扶助制度は、あくまで弁護士費用や実費を一時的に立替えるものなのです。原則、全額を被援助者が法テラスに返済することになります。ただし、弁護士を解任する又は弁護士が辞任するといった例外的な場合は、被援助者の負担は一部となることもあります。

- (1) 他国の裁判制度では、弁護士費用の敗訴者負担（裁判等に敗訴した側が費用を負担する制度）がありますが、日本ではこの制度を採用していません。弁護士に依頼した場合、結果のいかんを問わず、実費・着手金は全額被援助者にご負担いただきます。
- (2) 実費については、事件により、通訳料、翻訳料、通信費など特別の費用が別途かかることがあり、その場合一定の金額までは法テラスが追加で立替えます。一定額を超えた場合は、法テラスで立替えはできませんので、被援助者が直接費用を負担する場合があります。
- (3) 被援助者が何らかの利益を得た場合は、さらに報酬金が発生します。相手方から金銭の支払いを受けた場合は、弁護士への報酬金と立替金の返済に充てていただきます。相手方から金銭的な支払いがない場合は、報酬金についても立替えることがあります。したがって、最終的な立替金が、援助開始時の金額とは異なる場合があります。

11. 地方事務所長の決定への不服申立て

地方事務所長のした決定に不服のある場合には、不服申立てをすることができます。不服申立てをするときは、決定の通知が到達した日から 30 日以内に、不服申立ての内容、申立人の氏名及び住所を日本語又は英語で記載した不服申立書を、地方事務所長に対し文書で提出してください。

12. 再審査申立て

不服申立てに対する決定に更に不服がある場合は、理事長に対して再審査の申立てをすることができます。再審査申立てをするときは、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から 14 日以内に、再審査の内容、申立人の氏名及び住所を日本語又は英語で記載した再審査申立書を、地方事務所長に対し文書で提出してください。

13. 法律相談援助について

法テラスが援助する法律相談は、口頭での法的助言とし、面談相談のみが対象です。電子メール、スカイプ、電話等を利用した相談は、援助の対象となりません。

相談費用は無料です。法律相談は、同一問題につき 3 回を限度とします。

14. 個人情報その他提出いただいた資料の取扱いについて

ご提供いただいた個人情報、その他の資料（以下「個人情報等」といいます。）は、法令等に基づき次のように適切に管理します。

- (1) 個人情報等は、法テラスの業務の目的の範囲内で利用します。
- (2) 業務の処理上、個人情報等を法テラスの選定した協力会社（例えば返済金の払込手続を担当する銀行）に預託する場合があります。
- (3) 個人情報等は、事件を担当する弁護士、中央当局及び日本弁護士連合会及び各地の弁護士会へ提供し、共有します。
- (4) 法テラスに対して個人情報等を提供することは任意です。ただし、援助申込書に記入いただけなかった個人情報次第では、援助できるか否かを正當に判断することができなくなるなどの不利益が生じる場合があります。
- (5) 提供いただいた個人情報等は、法テラスで定めた保管期間経過後に適切に廃棄します。それ以前に廃棄したり返却したりすることはできませんので、ご了承ください。
- (6) 法テラスに提供いただいた個人情報等に関して、開示の請求をする場合や、開示の結果、誤記等がある場合は、申込みいただいた地方事務所等までお知らせください。

以 上